

令和8年度第1回金沢市建築審査会

議 事 録

1. 日時

令和8年8月5日（水）14:00～15:15

2. 場所

金沢市役所第一本庁舎 7階 第4委員会室

3. 出席委員

島田	明子	（法律）
本田	正敏	（経済）
柞山	光代	（建築）
藤井	容子	（建築）
山田	圭二郎	（都市計画）
原	章規	（公衆衛生）
表	俊博	（建築・行政）

(司会)

定刻となりましたので、ただ今から、令和8年度、第1回金沢市建築審査会を開催いたします。

初めに、新任の委員をご紹介します。新たに藤井容子委員、表俊博委員にご就任をいただいております。何卒よろしくお願い致します。藤井委員、表委員におかれましては、一言、ご挨拶お願いいたします。

(藤井委員挨拶)

(表委員挨拶)

(司会)

ありがとうございました。

本日の審査会は、委員7名全員の出席をいただいております、定足数である委員の2分の1以上を満たしておりますので、「金沢市建築審査会設置条例第5条第2項」の規定により、本審査会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の審査会は、次第の3. 報告案件1までを公開とし、以降は意思形成過程となりますので、非公開とさせていただきたいと思います。報道関係の方々におかれましては、途中退席となりますが、別途ご案内させていただきますので、ご理解の程お願いいたします。

それでは開催にあたり、都市整備局長より、ご挨拶を申し上げます。

(都市整備局長)

委員の皆様改めましてこんにちは。

本日は大変お忙しい中、そして暑い中、お越しいただきありがとうございます。

また、日頃より本市の建築行政にご理解、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

北陸地方は昨日、梅雨明けとなりましたけれども、これは異例の遅さということでもあります。既に連日真夏日が続いており、今後更に酷暑が続くことになるかと思えます。昨今の夏の暑さはまさに人の命に係わる災害級といえるものですが、その暑さの中で、追い打ちをかけるように、熊本県で大地震が発生いたしました。被害状況を含め、全容が次第に明らかになってきており、亡くなられた方に謹んでお悔やみ申し上げますと共に、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。能登半島地震の復旧復興が続く中で、度重なる大地震ということとして、改めて、私たちが担う建築審査の役割として、とりわけ建築物の安全性確保や防災性向上の重要性を痛感しているところでございます。

一方、去る6月の定例月議会では当初の骨格予算に対する肉付け予算として、既存建築物の耐震改修を促進させるための予算を認めていただきました。その内容として、木造住宅における耐震アドバイザーの派遣を拡大しますとともに、非木造の住宅や緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修にかかる補助率、補助限度額を拡充しております。加えまして、地震から命を守るための住宅用の耐震シェルターを防災イベント等の会場で展示することとしており、減災対策の1つとして、市民の皆様に広く紹介したいと考えております。これらの新たな取り組みを通じて、これまで以上に耐

震化や減災化を促進させていきたいと考えております。

さて、本日の審査会では、建築基準法における特例許可に関する同意についての審議を行っていただくこととしておりまして、日影による中高層建築物の高さ制限に関する報告等を予定しております。委員の皆様には、それぞれの分野、お立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いを申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、審議に先立ちまして、建築基準法第 81 条第 1 項及び第 3 項の規定により、会長及び会長代理を、互選により選出する必要があります。

選出について、皆様いかがでしょうか。

(A 委員)

審査会に対する知識やこれまでの経験から、会長に山田委員、会長代理に島田委員が適任と思いますが、いかがでしょうか。

(司会)

ただいま、会長に山田委員、会長代理には、島田委員というご意見がございましたが、ご異議ありませんか。

(各委員異議なし)

(司会)

ご異議がないようですので、建築審査会会長は山田委員、会長代理は島田委員と決定させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、山田委員は会長席へ移動願います。

(司会)

それでは、「金沢市建築審査会設置条例第 5 条第 1 項」の規定により、会議は会長が議長となることとなっておりますので、これからの進行を山田会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

(山田会長)

よろしくお願いいたします。

当審査会が、円滑に運営されますよう、議長の職を努めさせていただきますので、議事の進行にあたり、各委員の皆様方のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審査会の議事録署名人を指名させていただきます。

柞山委員、お願いします。

(柞山委員)

了解しました。

(山田会長)

それでは、報告案件１の日影規制の特例許可について、事務局より説明願います。

(事務局 案件説明)

(会長)

ただいまの説明に関して、何かご質問やご意見はございますか。

(B 委員)

日影の算定を地面からではなく、地面から４ｍの高さで判定されるのは、人や物に対して、どのような影響を想定しての基準なのでしょうか。

(事務局)

ただ今のご質問ですが、４ｍというのは、２階の床ラインから１.５ｍ、窓の高さを想定しております。今回は用途地域が、第一種中高層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域となっており、中高層建築物をある程度許容する地域ですので、この２階の窓の高さにおける判断ということで、４ｍで指定しております。

(山田会長)

他に何かありますか。

それでは他にないようですので、報告案件１については、了承するという事によろしいでしょうか。

(各委員了承)

(山田会長)

ありがとうございます。

— 以下、意思形成過程段階のため非公開 —